

平川市観光キャラクター着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平川市観光キャラクター「ヤーヤくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定める。

(貸出し)

第2条 市長は、業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸し出すことができる。

2 貸出期間は、原則として貸出日から返却日を含めて10日以内とする。

(対象者)

第3条 対象者は、市内に活動の本拠を置く各種団体等のほか、市長が適当と認めたものとする。ただし、市税等の滞納がある場合は対象者とししない。

(申請)

第3条 着ぐるみの貸出しを希望する者は、平川市観光キャラクター着ぐるみ貸出承認申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(承認等)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出しを承認する。

(1) 平川市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(2) 平川市の農産物及び食育について、正しい理解の妨げになるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が着ぐるみの貸出しについて不適當と認めたとき。

2 市長は、前項により貸出しの承認を決定したときは平川市観光キャラクター着ぐるみ貸出承認通知書（第2号様式）により、貸出しを承認しなかったときは平川市観光キャラクター着ぐるみ貸出不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(使用料等)

第5条 着ぐるみの使用料は無料とする。ただし、着ぐるみの運搬等に係る経費は、第4条第2項の規定による貸出しの承認を受けた者（以下「借受者」という。）の負担とする。

(遵守事項)

第6条 借受者は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 貸出期間を遵守すること。

(3) 第三者に転貸しないこと。

(4) 雨天時に屋外で使用しないこと。

(5) 屋外における使用中に雨天となった場合は、速やかに屋内へ退避するとともに、使用後にきれいなタオルで水気を拭き取り、十分に乾燥させること。

(6) 水気及び火気並びに危険物の付近で使用しないこと。

- (7) 着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (8) 着ぐるみ装着者は、着ぐるみ装着中に発声しないこと。
- (9) 着ぐるみ装着中は、補助者が必ず1名以上付き、安全面に留意すること。
- (10) 着ぐるみの使用後は、きれいなタオルで汚れ等を落とし、陰干しにより乾燥させること。また、付属の消臭スプレーで消臭すること。
- (11) その他、市長が付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

第7条 借受者が前条の事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱に違反したときは、承認を取り消すとともに、以後の貸出しは承認しない。

2 借受者が、前項の処分によって損害を受けることがあっても、市長はその責めを負わない。

(原状回復)

第8条 借受者は、着ぐるみ及びその付属品を破損又は汚損した場合は、借受者の責任と負担により、補修、クリーニングその他の必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

なお、付属品の一覧は以下のとおりである。

- (1) 送風機・配線コード1セット
- (2) ベスト1着
- (3) バッテリー2台
- (4) バッテリー充電器及び充電要コード1台
- (5) キャリー1台

2 補修又は修復が困難な状態まで損傷している場合は、市長は借受者に対し実費弁償を請求することができる。

(市の免責)

第9条 着ぐるみの使用により、借受者が被った被害、又は借受者によりなされた第三者への損害に対しては、市は一切その責めを負わない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月10日から施行する。

令和元年6月4日規約一部改正。